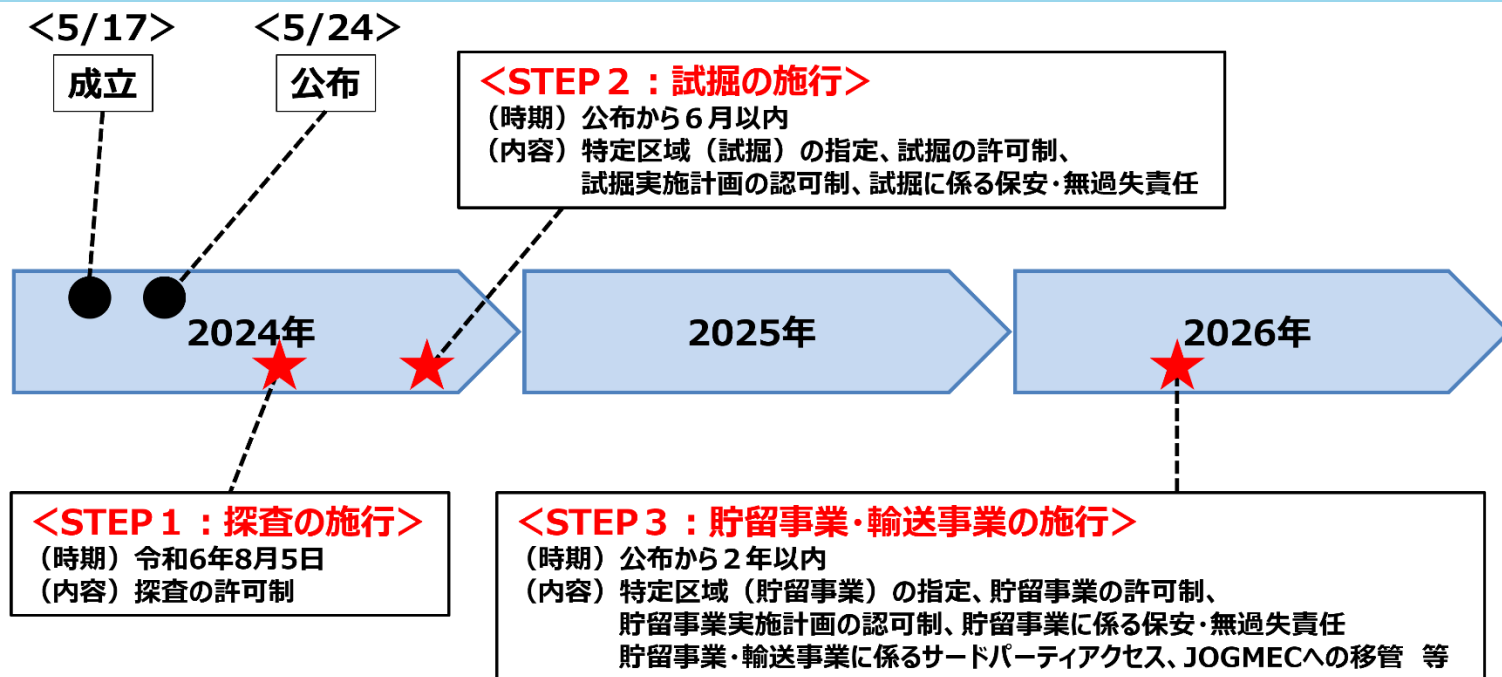


今後の検討事項について

令和6年8月
産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

今後の検討スケジュール

- 試掘関連の政省令は、パブリックコメント（30日以上）を経て、法律の公布の日から6月を超えない日（**本年11月23日**）までに施行予定。
- 今後は、貯留事業・導管輸送事業に関する保安規制について、速やかに検討を開始する（法律の公布の日から2年を超えない日（**2026年5月23日**）までに施行）。
- 特に、貯留事業者の講ずべき事項のうち「**貯留層における二酸化炭素の貯蔵**」（法第66条第1項第2号）に関するもの、貯留事業に係る「**作業監督者の要件**」（法第71条第1項）、掘削用機械以外の「**貯留等工作物**」及び「**導管輸送工作物**」の**技術基準**（第67条第1項、第86条第1項）については、慎重に検討を進める。



＜貯留事業者等の義務等＞

- 貯留事業者等は、
 - ① 経済産業省令で定めるところにより、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならないものとし【第66条】、
 - ② 貯留等工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないものとし【第67条】、
 - ③ 経済産業省令で定める災害が発生した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならないものとする【第68条】。

＜自主的な保安＞

- 貯留事業者等は、
 - ① 保安規程を定め、貯留事業等の開始前に経済産業大臣に届け出なければならないものとし【第69条】、
 - ② 保安教育の実施【第70条】、作業監督者の選任【第71条】等をしなければならないものとし、
 - ③ 貯留事業等を開始しようとするとき等は、貯留事業場等の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする【第74条】。

＜工事計画及び検査＞

- 貯留事業者等は、
 - ① 貯留等工作物の設置等の工事の計画を経済産業大臣に届け出て、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、工事を開始してはならないものとし【第75条】、
 - ② 使用前に自主検査をしなければならないものとし【第76条】、
 - ③ 定期的に自主検査をしなければならないものとする【第77条】。

＜導管輸送事業者の義務等＞

- 導管輸送事業者は、
 - ① 導管輸送工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないものとし【第86条】、
 - ② 経済産業省令で定める災害が発生した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならないものとする【第87条】。

＜自主的な保安＞

- 導管輸送事業者は、
 - ① 保安規程を定め、導管輸送事業の開始前に経済産業大臣に届け出なければならないものとし【第88条】、
 - ② 保安教育の実施、作業監督者の選任等を行しなければならないものとする【第89条】。

＜工事計画及び検査＞

- 導管輸送事業者は、
 - ① 導管輸送工作物の設置等の工事の計画を経済産業大臣に届け出て、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、工事を開始してはならないものとし【第90条】、
 - ② 使用前に自主検査を行い、登録導管輸送工作物検査機関の検査に合格した後でなければ、これを使用してはならないものとし【第91条】、
 - ③ 定期的に自主検査を行なければならないものとする【第92条】。